

令和6年

衣浦衛生組合第2回協議会会議録

令和6年8月7日

令和6年第2回衣浦衛生組合議会協議会会議録

令和6年第2回衣浦衛生組合議会協議会は、令和6年8月7日（水）午後3時衣浦衛生組合会議室に招集された。

1. 議事日程

第1 協議事項（1） クリーンセンター衣浦整備構想の改定について（報告）

2. 本日の会議に付した事件

（1） 議事日程第1

3. 議員

定数 10名 欠員 なし

1番	山口 春美	2番	長崎 章浩
3番	生田 悠	4番	磯貝 忠通
5番	杉浦 文俊	6番	岡田 公作
7番	柴口 征寛	8番	杉浦 康憲
9番	橋本 友樹	10番	長谷川広昌

欠席議員（0名）

4. 説明のため出席した者

管理者	小池友妃子	副管理者	深谷 直弘
副管理者	山本 政裕	参 与	吉岡 初浩
事務局長	片山 正樹	庶務課長	高橋 文彦
業務課長	田中 秀彦		

5. 出席した事務局職員

庶務課課長補佐	糟谷 勲		
庶務課課長補佐	磯貝 光好		
業務課課長補佐	安藤 理純		
庶務課庶務係長	富山 順子		
業務課管理係担当係長	宮地 郁夫	田邊 英徳	

6. 会議の経過

(午後 3 時開会)

○会長（岡田公作） ただいまより令和 6 年第 2 回衣浦衛生組合議会協議会を開催いたします。
本日の協議日程は、お手元に配付の協議日程表のとおりであります。

初めに、事務局より発言を求められていますので、これを許可します。

○事務局長（片山正樹） 会長、事務局長。

○会長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 資料の訂正がございますので、おわびとお願いを申し上げます。

本日机上に正誤表を配付させていただきましたとおり、参考資料 2 クリーンセンター衣浦整備構想（改訂版）の 58 ページ、下段の表 47 中、右下の一般財源 25% の欄の数字に誤植がございました。166,000 を 1,066,000 に改めていただくものでございます。

謹んでおわび申し上げますとともに、御訂正をお願いいたします。

以上でございます。

○会長（岡田公作） これより協議事項クリーンセンター衣浦整備構想の改定について（報告）を議題といたします。

○1 番（山口春美） 会長、1 番。

○会長（岡田公作） 1 番 山口議員。

○1 番（山口春美） 山口です。今日はこの組合の存亡に係るごみ焼却場の根本的な今後の在り方について吟味をする議会、協議会となっています。それで何か事前に確認したところ、3 回制限でやるということで伺ったんですが、碧南市も高浜市も全員協議会というところは一問一答方式というのか一つずつ質問して、それに対して答弁して決着着けていくというやり方でやっています。3 回制限となると、これだけの膨大な資料と中身について、まとめて 3 回言って、それに答えてという一般質問と同じような形式になるわけで、今日同じ会場ですけれども実際には両市とも、碧南市なんか特に全員協議会の場合には会場も替えて一問一答方式でやるわけで、ぜひ十分な審査を保障していただく意味でも、この今日の協議会は一問一答方式で回数制限は外していただいて協議していただきたいなというふうに思いますので、ぜひ御配慮ください。

○会長（岡田公作） ただいま 1 番 山口春美議員より、質問回数を無制限にするという意見が提出されました。この意見に賛成のある方はいますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○会長（岡田公作） 賛成の声がありましたので、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手少数であります。よって、この意見は否決されました。

○1 番（山口春美） 会長。

○会長（岡田公作） 1 番 山口議員。

○1 番（山口春美） どこにそれが規定してあって、それは前回、今期ですよ。今期の私たちが

どこで一致して、協議会も含めて回数制限をやっていくということを規定されてみえるでしょうか。私たち納得ずくの上で決められることではないと思うので、ケースバイケースでこういうポリシーのある件については、やっぱりしっかりとした審議を保障するというふうに会長がお取り計らいいただくことが、最低限の民主主義と発言の自由を守っていくことだと思うんですが、その理由もなく手を挙げさせて少数だからといって却下していくという、このやり方自体もおかしいと思いますので、具体的に明らかにしてください。

○会長（岡田公作） ほかに意見のある方ございますか。杉浦議員。

○8番（杉浦康憲） ありがとうございます。この構想のほう作っていただきまして、ありがとうございました。でも、これというのはあくまでも、これ議案じゃないですよ。構想でこの数字もデータも多分こういった方向でやると、大まかにこうなるもんだらうということだと僕は判断しています。なので、ここで幾ら質問しても、これ議案で確定なら、僕も質問を何回もして皆さんの審議を深めたいと思うんですが、あくまでも構想。一つの構想であると思うので、ここで無制限に質問するというのは、僕は反対です。当然窓口で聞いていただければ、それは別に反対されると思いますので、窓口で聞いていただければと思います。

○会長（岡田公作） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） ここで議員同士で論議をする場ではないと思うんですが、やっぱり報告と言えども私たちがきちんと腹に収めた上で、市民にお知らせしたりする責任があると思います。それで事務局で聞いてくれればいいなんていうことは、この公式な公の協議会の立場を踏み外すもので、私たちは事前に1週間前に資料をいただいて、それを勉強もしてきてこの場に臨んでいくわけで、全くそれでは議員の責務が果たせないというふうに思いますので、そういう改善提案を行いました。報告としてフリーだし、議案も1件ということですから、そんなに常識的に考えても長時間に及ぶことはないですから、便宜上その一問一答方式で一つ一つけりをつけていくというほうが、回答されるほうもいいんじゃないかというふうに思うんですね。だから、ちゃんとこれはテーブルの上に置いて今日の場合は、こういう今後の期間的にも長い期間を要することで膨大な中身となりますから、それは検討することが必要だというふうに思いますので。会長は人に任せず、自己判断で一步踏み込んでいただいて、少なくとも一問一答方式でやっていくというふうに、会長の判断で決断していただくことが必要ではないですか。

○会長（岡田公作） ほかに意見はありますか。

○1番（山口春美） 会長、答えてくださいよ。

○会長（岡田公作） 先ほど、どこにあるんだといったお話でしたが、衣浦衛生組合会議規則の18条の規定により1人3回までといったところがあります。御意見を述べられる場合につきましても、報告内容に沿って簡潔に述べて議事の進行に御協力をいただきたいというふうに思います。

○1番（山口春美） それ全文読んでください、18条。私たち、それについて独自に今期に入

ってから、それを承服したということではないですよ。

○庶務課長（高橋文彦） 会長、議会事務局。

○会長（岡田公作） 議会事務局。

○庶務課長（高橋文彦） 議会会議規則にはどうあるかということでございますけれども、第18条には、質疑は同一の議題について1人で3回を超えることはできない。ただし、特に議長の許可を得た時は、この限りではないとなっております。

○会長（岡田公作） 1番 山口春美議員。

○1番（山口春美） 会長が、その具体的な会議の名称については書いてないわけですよ。協議会の場合はどうするとか、本会議の場合はどうするとか書いてないわけで、それは会長が判断すれば協議会の今日の議題については一つだし、中身もとても豊富な中身であるので許可するというふうにすれば全然この規則上も問題ないわけですから、この規則にのっとって会長はちゃんとフリーなこの民主的な論議を保障するべきだというふうに思いますよ。いかがですか。

○会長（岡田公作） 今回は報告事項でありますので、それについて議論する場ではありませんので、よろしく願いいたします。

それでは、本件について事務局の説明を求めます。

○事務局長（片山正樹） 会長、事務局長。

○会長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） ただいま議題となりました協議事項（1）クリーンセンター衣浦整備構想の改定について（報告）を御説明申し上げます。

本日は参考資料1のほか参考資料2として、クリーンセンター衣浦整備構想改訂版の本編を配付させていただいております。

本計画は、令和2年度に策定したクリーンセンター衣浦整備構想を改定したものでございます。参考資料1は、計画の構成に沿って要旨をまとめさせていただいたものでございます。また、項目ごとに整備構想のページを併記しておりますので併せて御参照ください。

本日は参考資料1を中心に御説明させていただきます。

それでは、参考資料1の1ページを御覧ください。

1の改定の目的といたしまして、愛知県及び衣浦東部の広域化計画に基づき、令和21、2039年度まで現施設の延命化を図るため、令和2年度にクリーンセンター衣浦整備構想を策定したところではありますが、安城市環境クリーンセンターが令和33、2051年度まで現施設の延命化を図る計画としたことから、クリーンセンター衣浦においても令和33、2051年度までを計画期間とした整備構想に改定するというものでございます。

次に、2の改定の要点、ポイントでございますが、5点でございます。

まず（1）計画期間の変更としまして、改定前が令和3、2021年度から令和21、2039年度までの19年間であったものを改定後は令和7、2025年度から令和33、2051年度までの27年間とし

たものでございます。

(2) 自然災害への対応、浸水対策の検討としまして、クリーンセンター衣浦が立地している土地は、愛知県が管理する稗田川、高浜川、国が管理する矢作川の氾濫による浸水リスクが想定されるため、廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引きに基づく浸水対策の検討を行うというものでございます。

(3) 脱炭素社会の実現に向けた検討でございますが、アとしまして、碧南市及び高浜市、以下、両市と言いますが、ゼロカーボンシティ宣言をしたことから脱炭素社会の実現に向けた施設整備の検討を行うものでございます。イとしまして、カーボンニュートラルに向けた気運が高まり、廃棄物バイオマスの有効活用が認識されていることから、次期ごみ焼却施設の処分方式としてメタン化施設の技術導入について検討を行うというものでございます。

(4) 施設規模算定の変更としまして、新設におけるごみ焼却施設の処理規模は、令和6年3月環境省課長通知「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」以下、環境省通知と言いますが、が示す新たな施設規模算定の考え方にに基づき算定するというもので、これは従来に比べ、焼却炉の年間停止日数を10日短い75日とし、また、調整稼働率、これは故障の修理など、やむを得ない一時休止の日数で14日が認められておりましたが、これを見込まない日数とされたことにより焼却炉の規模を過剰に見込まないよう見直しがされたものでございます。

(5) 概算事業費の見直しとしまして、2ページを御覧ください。

プラントメーカー見積りと直近の焼却施設整備事例、施設規模の近いものを比較し、物価高騰を見込んだ概算事業費の見直しを行うというものでございます。

次に、3のごみ処理の現況と課題の整理でございますが、将来ごみ処理体制の検討に係る前提条件を整理するため、ごみの種類別の発生量、ごみの性状、ごみ処理の実績及び施設の状況等の数値データについて、直近年度までのデータに更新をいたしました。

初めに(1)の施設の現況でございますが、これにつきましては令和2年度に実施した精密機能検査及び躯体調査の結果を利用したため、令和6年度の施設の現状と整合しないことがございますが、精密機能検査では、ごみ焼却施設の処理機能の状況について検査した結果、整備の老朽化が進行しており、補修工事等の件数も増加傾向にありました。また同年に実施しました躯体調査では、コンクリートのひび割れ等、劣化が進んでいる結果が出ており、これらの結果から大規模な改修工事を行わずに継続的な運転をしていくには難しく、今後経年的に経費が増大することが懸念される状況でありました。

次に(2)将来人口ですが、第1期碧南市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び高浜市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンを基に、両市に推計してもらった結果を採用いたしました。

次に(3)将来ごみ処理量でございますが、新設整備における施設規模の算定に必要な将来ごみ処理量につきましては、令和4年度に策定した碧南・高浜地域循環型社会形成推進地域計

画の推計結果を踏襲し、両市確認の上、推計値を算出した結果、プラスチックリサイクル等のごみ減量施策により、ごみ処理量は減少すると見込みました。なお、新設整備における施設稼働開始年度につきましては、計画開始から完成まで、最短でも11年かかると想定し、令和18、2036年度と設定をし、令和18年度のごみ処理量の予測は焼却処理量が3万1,732トン、破碎処理量が6,611トン、計3万8,343トンと令和4、2022年度に比べ12.7%の減少を見込んでおります。

次に（4）将来ごみ処理体制案の検討でございますが、検討に先立ち、まず、現施設が2051年度まで延命化が可能かどうかの検証を行いました。プラントメーカーへのヒアリングにより、基幹的設備改良工事を実施し、その後も必要に応じて設備機器及び建築設備等の整備・修繕工事をその都度行っていくことで、2051年度まで延命化が可能であるということを確認いたしております。

次にイの将来ごみ処理体制の絞り込みでございますが、将来ごみ処理体制案、以下、体制案と言いますが、令和33、2051年度まで本組合の管理のもと、ごみ処理を行うことを前提に令和2年度の整備構想策定時に整理した（ア）再延命化案、（イ）新設案、（ウ）外部処理案の3案とするというものでございます。ただし、新設案については焼却単体、以下、新設案1と言います。それに加えて脱炭素社会の実現に向け注目をされており、より環境性能を高めたバイオガス化プラス焼却コンバインド方式、以下、新設案2と言います。の2パターンとし、計4パターンについて検討を行いました。

次にウの各体制案の整備概要及びスケジュールの設定については、本編で御説明いたしますので、参考資料2、整備構想の48ページを御覧ください。

表39、体制案の設定でございますが、まず再延命化案（基幹的設備改良案）の整備の概要は、基幹的設備改良工事を1度行い、その後はその都度必要な部分の修繕工事を行うことで2051年度までごみ処理を継続するという案でございます。設定スケジュールでございますが、基幹的設備改良工事は令和8、2026年度から3か年を想定し、この工事につきましては、交付金対象事業となる見込みでございます。

また、基幹的設備改良工事实施後、2051年度までの23年間についてはCO₂削減量において、交付金の交付要件を満たさない単独修繕工事となるため、費用は基幹的設備改良工事後の点検補修費に含めるものとして算定をいたしました。

次に新設案の整備の概要でございますが、新たなごみ処理施設を新設整備し、現在のクリーンセンター衣浦は新施設稼働後に解体撤去するという案でございます。なお、新設案1の処理方式はストーカ式、新設案2の処理方式はメタンガス化（乾式）プラス焼却コンバインド方式とし、2パターンを検討するものでございます。

設定スケジュールは、2035年度までクリーンセンター衣浦で処理を継続、延命化し、新施設の建設工事は2032年度から4か年を想定、2036年度から新施設を稼働し、2051年度まで処理を行うというものでございます。

新設工事は、広域化の問題もございますけれども、交付金対象事業として見込み、算定をしております。

次に外部処理案の整備の概要でございますが、民間の処理業者に可燃ごみの処理を委託し、現在のクリーンセンターを中継施設に改造、粗大ごみ処理は継続するという案でございます。設定スケジュールは、2035年度までクリーンセンター衣浦で処理を継続、延命化し、2036年度に中継施設の整備を行い、同年度から2051年度まで可燃ごみの委託処理を行うというものでございます。なお、民間の処理業者は現実、実際に受入れ可能な運搬距離、往復150km圏内の一般廃棄物処理施設で想定し、中継施設は交付金対象外であるため、単独事業として見込み算定をしております。なお、表の欄外の米印に表記してありますとおり、いずれの案につきましても2035年度まで現施設の延命化が必要となりますが、新設案及び外部処理案については交付金対象基金の更新を中心とした必要最小限に絞り込んだ小規模な基幹的設備改良工事、以下、小規模基幹的設備改良工事と言いますが、この実施にとどめ、その事業費で算定をしております。

それでは、参考資料1の4ページにお戻りください。

(5) 施設規模の算定でございますが、新設案における施設の規模は環境省通知に基づき、次のとおり算定をしております。また、規模算定の基礎となる将来ごみ処理量につきましては、先ほど御説明いたしました令和18年度のごみ処理量の予測数値、焼却処理量3万1,732トン、破碎処理量6,611トンを基礎としております。

アの新設案1につきましては、ごみ焼却施設規模は110トン、粗大ごみ処理施設規模は26トンと算定いたしました。

イの新設案2につきましては、メタン化施設規模はパッケージ型メタン発酵槽25トンかける2槽とし、50トン、ごみ焼却施設規模は環境省が示すメタンガス化施設整備マニュアル改訂版に示された物質収支の例を参考に96.2トン、粗大ごみ処理施設規模は新設案1と同じく26トンと算定をいたしました。

次に、(6) 概算事業費でございますが、体制案ごとにプラントメーカー見積りと直近の焼却施設整備事例、これは施設規模の近いものになりますが、それらを比較し、概算事業費を次の表のとおり算定をいたしました。

詳細の説明は本編でいたしますので、参考資料2の整備構想90ページを御覧ください。

表121の中段左側、概算事業費税込の欄を御覧ください。なお、左から順に再延命化案、新設案1、新設案2、外部処理案となっております。

まず、建設費について御説明をいたします。

再延命化案については、他の案との比較のため、便宜上、小規模基幹的設備改良工事と追加単独工事分に分けて掲載しておりますが、これらを合わせた総額が基幹的設備改良工事費となります。

小規模基幹的設備改良工事の概算工事費37億6,100万円から交付金額8億2,700万円を差し引

いた29億3,400万円と、追加単独工事分の概算工事費29億8,500万円を足した合計が基幹的設備改良工事費の負担額59億1,900万円となります。

これ以降の説明は、交付金額を差し引いた負担額ということで御説明いたします。

新設案1は、小規模基幹的設備改良工事費は29億円余、新設工事費は166億円余、合計195億6,700万円でございます。新設案2は、小規模基幹的設備改良工事費は29億円余、新設工事費は197億円余、合計226億8,200万円でございます。外部処理案は、小規模基幹的設備改良工事費は29億円余、中継施設整備費は13億円余、合計42億5,400万円でございます。

次に、維持管理費は令和17、2035年度までの11年間と令和18、2036年度から令和33、2051年度までの16年間で、それぞれ点検補修費、運転管理費、用役費に分けて試算しております。

維持管理費の合計は、再延命化案は346億5,300万円、新設案1は234億4,900万円、新設案2は244億7,000万円、外部処理案は149億8,400万円でございます。

次に、解体工事費は新設案のみに算入しており、新設案1、新設案2ともに12億5,400万円、その下の外部処理費は外部処理案にのみ必要となり、318億3,500万円と試算をいたしました。

これらの合計、計画期間27年間に発生する概算事業費は、再延命化案は405億7,200万円、新設案1は442億7,000万円、新設案2は484億600万円、外部処理案は510億7,300万円となりました。

なお、処理量1トン当たりの処理単価をお示ししておりますが、これは合計事業費を先に御説明いたしました令和18年度のごみ処理量の予測数値の27年間分で割り戻した参考値とお考えください。

また、表の欄外にありますとおり、この概算事業費には浸水対策費及び災害廃棄物受入れ分に係る費用、売電益、用地取得費は含んでおりません。これらにつきましては、建設用地を含め未確定な部分でございますので、ある程度、幅を持たせた形での金額でお示しをしております。

それでは、浸水対策費及び災害廃棄物の受入れ分に係る費用について御説明しますので、参考資料1の4ページにお戻りください。

(7) 浸水対策費でございますが、廃棄物処理施設の耐震・浸水対策の手引きに従い、検討した結果、再延命化案については千年に一度の想定最大規模の災害に係る対策費用が過大となる場合には、ソフト面BCPでの対策が可能であることから、浸水対策費は見込まないこととしました。また、新設案につきましては建設用地が現施設の近隣等、浸水区域となった場合には新設案1については16億5,000万円、新設案2については30億円が建設費に上乗せされると試算をいたしました。

5ページの(8) 災害廃棄物の受入れに係る費用でございますが、環境省通知において災害廃棄物処理量を施設規模算定方法で算出した施設規模に対し、10%を上限に見込むことができるとされていることから、仮に災害廃棄物処理量10%を見込んだ場合、新設案1は14億5,750万円、新設案2については20億9,000万円が建設費に上乗せされると試算をいたしました。

4の将来ごみ処理体制案の比較評価でございますが、各体制案について定量的な評価である概算事業費の比較に定性的な評価の比較を加えた結果を総合的に判断すると、次のとおりとなります。

(1) 再延命化案はコスト面で最もすぐれ、また、整備コストに基づくLCCの評価において、基幹的設備改良における延命化効果も確認されており、国等の方針にも合致するため評価できますが、その反面、カーボンニュートラルの実現とはならず、稼働年数が55年を超えることから、機器の老朽化により予想しない修繕が発生する大きなリスクがございます。

(2) 新設案は2方式比較しており、新設案1はコスト面で再延命化案より若干高くはなりますが、最新技術の導入や安定処理面では優位な評価となります。また、新設案2はコスト面で再延命化案は新設案1よりも高額となっておりますが、メタンガス化はCO₂増減に影響を与えないエネルギー利用が可能であり、脱炭素に向けた効果が高く、環境性能で見た場合、両市がゼロカーボンシティ宣言をしていることを鑑みると、両市の情勢と合致する点が評価できます。

ただし、新設案については、土地の取得単価や売電量、売電単価等の変動要因があり、また、建設用地の条件によっては浸水対策費等が生じるなど、コスト面での評価が大きく変化することに留意が必要であると考えております。

(2) 外部処理案はコスト面では最も高額であります。施設を持たないため、将来的にごみの減量が進むほどコストは下がるため、評価は変化する可能性があります。さらに、外部処理案については、運搬費が約50億円かかることから運搬場所の条件によっては、新設案同様コスト面での評価が大きく変化することに留意が必要であると考えております。

6ページをお願いいたします。

5の総合所見でございますが、本改定業務において令和33、2051年度までの計画期間に変更し、再度比較検討を行ったところ、人件費を含め物価高騰により、前計画より概算事業費は著しく増加をしました。また、新設案についても環境性能の捉え方により、評価は変化し、建設用地を始めとする様々な条件によっては、どの体制案についても長所や短所が確認される結果となりました。

しかしながら、いずれの案を採用しても現施設を少なくとも10年以上継続稼働していく必要があることには変わりはありません。したがって、令和8年度から3か年で一番無駄のない小規模基幹的設備改良工事を実施し、当面の延命化を図ることといたします。

なお、当整備構想は両市へ報告してまいります。現在碧南市では資源循環事業等の検討に関する連携協定において、クリーンセンター衣浦に代わる地域バイオマスの最大限の活用を目的とするこれからの時代にふさわしいごみ焼却施設の建設及び運営に関することについて検討を進めているため、クリーンセンター衣浦の今後については、これらの検討結果と併せ、両市において協議が進められ、国が推奨する方針や動向を注視しつつ、カーボンニュートラルにつなげられていくと考えております。

なお、6には参考として、当面実施予定の小規模基幹的設備改良工事の整備スケジュール及び概算事業費、財源内訳をお示ししておりますので、御参照ください。

以上で、協議事項（1）クリーンセンター衣浦整備構想の改定について（報告）についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○会長（岡田公作） 説明が終わりました。これより質疑等に入ります。

○7番（柴口征寛） 会長、7番。

○会長（岡田公作） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） 5点ほど伺いたいと思います。まず、一つ目に、今回外部処理のところなんですけれども、中部電力、今のお話があると思うんですけれども、その中部電力の産業廃棄物焼却場への委託に関して、この中に入っているのか、いないのか。

そして二つ目として、外部処理の運搬のことに関して運搬距離往復で150km圏内としてありますけれども約50億円ということで、この150kmとしたところ。なぜ150kmなのかについてお願ひしたいのと。

あと三つ目として、中間、中継施設ですね。これに今、現施設だと1日110トン処理するための13億円かけるということで、大変必要、莫大な金額がかかるんですけど、この組合としてこの今四つ案が出されておりますけれども、今の段階でどれを考えていきたいのかというところの考えがあればお願ひしたい。

あと四つ目として、今後この案が出されました。それで碧南と高浜とで協議を行っていくかと思うんですが、今後のスケジュールについてお願ひしたいと思います。

最後に五つ目として、今回2051年度までのことを考えていますが、その先のことですね。52年度以降は安城市との、考えていかなければならないかと思うんですが、今回2036年から稼働開始、新設だと稼働開始ということですが、新設が稼働開始されたらすぐに安城市との話合いが必要になっていくかと思ひます。今、安城市とそうした話合いが行われているのか。もし行われていないとしても、いつから行われていくべきかとお考えをお願ひします。

○業務課長（田中秀彦） 会長、業務課長。

○会長（岡田公作） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） 1番、外部処理に中電さんとお話ということでございますが、こちらの外部処理については、そういった中電さんとの話は入っておりません。2番、運搬距離150kmでございますが、この構想を作成した段階にその一般廃棄物の中間処理、いわゆる焼却を受けてくれる事業者というのを一応確認しております。その際に確認した時に、三重県に1か所ございました。その三重県に1か所あったところの距離を見て、東海地区の150km運搬可能なところで150kmとしております。あと、3番の中継処理施設で13億ということで、それも含めて組合でどの方法を選択するかというお話でした。この辺は3番、4番、5番について、現時点では当初の小規模基幹改良工事はやると。10年間はとにかく安定、安心なごみ焼却をやるというこ

とは、まず決まっております。それに中電の話につきましては今後のお話かということで、今日の答弁は差し控えます。あと、安城市さんのお話につきましても安城市さんも基幹改良工事を進められると聞いている中で、それも含めて愛知県のごみ処理の広域化計画及び衣浦東部のごみ処理計画というものがございます。そちらのほう、残念ながら衛生組合という立場では参加しておりませんので、そちらの参加する母体の中で今後協議は進められていくというふうには聞いております。

○7番（柴口征寛） 会長、7番。

○会長（岡田公作） 7番 柴口議員。

○7番（柴口征寛） 二つ目の運搬距離150kmですけれども150kmに限らず、例えば往復20kmとか、40kmとか、そういうことでも運搬量とか、試算はされたのでしょうか。

○業務課長（田中秀彦） 会長、業務課長。

○会長（岡田公作） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） 今回は一応三重県のところへ持って行くというところで試算をしております。ただ、先ほど20km、40kmという質問、本当に近隣になります。近隣で一般廃棄物、現在衣浦衛生組合で受けております70トンから80トン近い一般廃棄物を受けてくれる処理施設というのは、まずないというふうに考えておりますので、ちょっと遠方ではございますが、そういった受け入れていただけるところ。あと、受け入れていただくためには市と市の協議も必要でございます。そういったものも含めて判断していきたいというところです。

○会長（岡田公作） ほかに。

○1番（山口春美） 会長、1番。

○会長（岡田公作） 1番 山口議員。

○1番（山口春美） 皆さん、お勉強してみえるとみえて、これだけのことは、ちゃんと頭に入ってみえるとなると、びっくりですけれども。まず、入札の結果ですけれども、どんな形で何日に何業者があって随意契約なのか、競争入札だったのか。その結果、予算との比較はどうだったのか。どうしてその業者に決まったのか。その残額については9月補正で出されるのでしょうか。その大前提となることを教えていただきたいというふうに思います。

それから中部電力は今後だというふうに言われましたけれども、当然構成市として碧南、高浜の市長さんが入ってみえるわけで、この間ずっと現場の組合の職員の皆さんはもとより業者さんと膝談判で、この計画積上げてきたと思うんですが、その中にはもちろんトップの管理者も含めて、碧南、高浜の市長さんも入ってお見えになるんですが、そうした中でとりあえずこの玉虫色と言ってはあれなんです、四つ案を出したけれども、当面どっちにしても10年間はこのままで行くので、3年間は基幹工事をやってお茶濁すよと。結果としては先送りということにしておくということになったのかなという、様々な受け止め方があるような玉虫色な結論だったのですが、市長お二人も含めて組合としての推しの案ね、一番の。推し案はどれですかというところを、

もう一度。柴口さんも聞かれましたが、私も聞きたいと思います。

安城市さんはこの2051年に延命しますという形で言ってみえた時に、あとはご自由にという形で私たち碧南、高浜は県の指令に基づいて組合さんはね。私たちは広域化なんか嫌なだけども、懂れて恋焦がれて一緒になりましょうよと言ったんだけど、あっさり振られてしまって片思いということになったんですが、その時点で別々の道を歩みましょうというふうになったと思うんですね。だから、もう1回こうやって51年までの対策というのを考えざるをえないということになったんですが、それでこういうふうに別々の道を歩みますよということについては安城市さんに言ってみえるのか。お互い別れたので、それぞれ自立の道へ行くので、私たち関係ないですよということで、こういった案を今検討しているということも言っていないのか。

それから当然ですが11年間ということで、今後どうやったって11年間、建設も環境アセスも含めてかかるということなので、当然2051年を照準にして舞い降りていく計画に、これなっていますよね。その2051年先も11年前には2040年には、もう一度環境アセスや具体的な事業計画、構想を決めなければならないんですが、その2040年には41年でもいいですが、その安城との調整をやっつけていけるのか。このことについてはどうなのかということです。私は、未来社会はまだ26年もありますからね。この広域化をごんごん推して国や県の言いなりになって、地域のごみなんかは他市任せなんていうことになってはならないと思うので、恐らく今のままの温度で広域化が進むとは思ってないんですが、でも当然このままで行くとなるならば2041年に、もしもし、どうしましょうかと10年後、終わっちゃうんですけども。という話合いがあるわけですよね。そのことは認識してみえるわね。そういうこともにらんでの上での、この計画なのかというところをもう1回確認したいと思います。

それから50ページのところに、参考資料の2ですが、メタンガスの発電装置も含めて湿式と乾式の2種類があります。それで乾式の場合だと、通常今と同じやり方で生ごみも剪定枝もごちゃ混ぜにしてごみを持ち込むと、中でこの機械が分別して生ごみやメタンになるものについては、分別してメタンのほうに送っていくと。あと残ったものは通常に燃すとなっていますが、湿式の場合は一旦水にしたり何なりして、非常に手間暇かけたやり方であるんですが、これどういうふうに、どちらの計画でこの数字がはじかれているのかということも確認したいと思います。

それから、現行でこの110トンということで絞り込まれたんですが、大体そんなところかなと私達も予測していましたし、100トンに少し前後するのかなというふうに思っていたんですが、かなりシビアな数字を出されて、このことは私達も今よりも、うんとコンパクトにする小規模、焼却場ということで評価はしています。それで110トンの新設計画ということで、この中では具体的に発電装置なんかはどうされていくんでしょうか。今105トン、5kWですか。の発電機がついてても10年超えているんですが、あと5年持つかどうかというところで、当然この新設にした場合はこのシンプルなメタンの入らないほうでも発電がついて行って、行くんじゃないかというふうに思うんですが、例えば、守山のエコパーク環境センターということとは令和3年に稼

働して、これで3年目に入っているんですね。人口8万の守山市ですが、広域の計画が破綻したと思うんですけど単独でやっています。単独もあちこちにいっぱいあるんですが、これで70万kW、日処理量が70トンということで35、35の計画です。この中には1,400kWの発電機が設置されており、機械の回す電気は全部まかなった上で、売電まで行っているということです。私は単純にその発電機のほうに回すと、やっぱりこのごみが減ってきた時に、もっと電気を起こさんと電気が足らなくなっちゃうよということで、そういうこともあり得るので、あんまりこのもろ手を挙げて電気をどんどん起こせという立場ではないんですが、参考のために1,400kWの発電機をつけて売電もし、市のこの電気は全然使わないということで、さらに隣にある温水プールへの余熱の利用もされているということで、非常に人口規模も高浜市さんの5万人を加えた上で、100日処理量が110トンということになると。このもりやまエコパークは、ちょっと規模を大きくしたぐらいのやつで参考になるかなというふうに思うんですが、75億円だそうです。10年前から計画して令和3年に稼働したもんですから、随分物価高騰も今となっては反映するとは思いますが、75億円。これは運営まで入っているんで、そこはちょっと私たちも同意はできないんですけども、だから建設費が安かったのかもしれませんが、非常にお値打ちに地元の業者さんで中小の業者さんが造られているということで、ぜひこれも勉強していただきたいなというふうに思うんですが、碧南でこの組合の言う新設のシンプルなほうね。シンプルなメタンが入らない、これはどういう形でこの発電機のことを90ページの表に明記されているか、入っているかというふうに思いますので教えてください。

それから、先ほど言った産業廃棄物やそれから何だったっけ。浸水対策。これも入っていると。試算したという形で言葉では表してあるんですが、90ページの表にはこれは試算した上で加味されている形ということで受け止めてよろしいんでしょうか。そこの辺のところも教えていただきたいです。何しろいっぱいあるので。あらかじめ御指摘したように、こんなふうにやっていると混乱してしまいますよと。私も聞いたことを忘れちゃうしね。答えるほうも忘れちゃうし。こんなやり方がベストとは思いません。ほかの方、発言されないけれども非常に憤慨です。きちっと漏れなく、1点も漏れなくお答えください。

○業務課長（田中秀彦） 会長、業務課長。

○会長（岡田公作） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） すみません。入札結果というのは、この委託の入札結果のことですか。そういったことでお答えいたします。クリーンセンター衣浦整備構想の委託ですが、入札結果は今回受託した中日本建設コンサルタント株式会社が第1回目で410万円、2位、3、4、5と、5者入札しております。2番目が470万円、3番目が480万円、4番目、5番目はそれぞれ辞退という形の入札になっております。契約日は令和5年10月24日、契約日は12日ですね。委託期間は令和5年10月13日から令和6年の6月28日まででございます。残額の補正は現在今のところ考えてございません。執行残につきましての9月補正は考えておりません。

あと、2番の中部電力のお話につきましては、この整備構想の中でお答えできる内容ではございませんので、柴口議員にお答えしたとおりになります。答弁は差し控えさせていただきます。

あと、3番目、安城市のお話で整備構想のことでございますが、本日議会をこのような形で開催させていただきました。議員の皆様にもお伝えできることがございましたので、いずれ安城市のほうにはお伝えには行くというふうに考えております。担当者レベルではこういった構想を考えていますよというのは、既にお伝えしてあります。

その中で2040年以降、安城市はどうするのかというお話がございましたが、広域化計画。先ほどもちょっとお答えいたしました。両市含めて衣浦5市での判断になります。愛知県が既にもう1回、次回の広域化計画の見直し、国から言われて関わられておりますので、何らかの形で広域化計画は見直しをかけて進めていくとも私は認識しております。

あと、ページ50にございます乾式メタンと湿式メタンのお話でございます。今回私どもは乾式メタン方式を採用してございます。湿式メタンにつきまして様々な問題がございますので、現在のごみの出すほう、収集するほうに大きく影響がない乾式が選択の理由でございます。

あと、110トンでコンパクトな発電のところでございますが、今回の試算は1,400万kWの発電を考えております。

あと、浸水対策でございますが、表のページ90、表121、一番下の欄外の※の1を御覧ください。浸水対策費のところでは新設案1、括弧のところでは2行目の、※1の2行目、新設案1、浸水対策費16億5,000万円、新設案2、ちょっと飛んで新設案2、浸水対策費30億円という形で建設費に浸水対策が必要な場合は上乘せということでございます。

○会長（岡田公作） ほかに。

○1番（山口春美） 会長、1番。

○会長（岡田公作） 1番、山口議員。

○1番（山口春美） これが終わったら、安城市さんには報告をちゃんとされるということですが、けれども、この入札の結果、こういう製本化していただくとは思っていなかったんですが、これ、何冊作ったんでしょうか。私たち10人に任されても困るので、本庁の碧南市や高浜市の市会議員には、この製本なんかしなくていいけれども、中身そのままが増し刷りして配られることになっていくのか。最低限それ同じ資料をみんなこの碧南、高浜の全議員が手にして、私たち任せじゃなくて自分たちで考えながら結論を出していくということが必要だというふうに思うので、それはどうなったのか。どうなっているのか。もし、準備してないようなら、ぜひ全議員に配付していただけるように私たちも責任持てませんのでね。よろしく願いいたします。

それから、中電の産業廃棄物処分場への委託は入ってないということでしたけれども、そうなりますと両市の市長さんも参加しているので、これは一旦結果的には白紙に戻すということに。せっかくそんな400万もかけて、これ造っていただいて入ってないわけですから、そこで横から入ってきて、これが一番いいなんて言われても困りますし。今日せっかく時間取って私たち論議

を進めているわけで。白紙撤回ということで受け止めていいのかどうかということも確認します。

私たち結論から先に言うと、この4案の中で推しは言われなかったですけども、90ページのところを見てもらうと、やっぱり一番堅実に進めていくのは、やっぱりこのぺたぺた、ぺたぺたリニューアルして51年。2051年まで持っていったら、そこまでは何とか青息吐息で持つにしても、その後ゼロになっちゃいますからね。それはちょっと難しいじゃないかと。それでも405億円かかるわけですから、ぺたぺたのリニューアルが。その次が新設1で442億と書いてありますが、実際の建設費は195億円と。交付金も入ってくるわけですから。これは両市で負担して、ちゃんと計画的に起債も起こしながらやっていけば、私はごみ行政は自治体固有の仕事だという、この法律にのっとって災害時の時でも、どんな時でもやっぱりごみ減量、ごみの処理が地元でできるということにしていくということでは、この200億円弱ですね、195億。必要なお金はちゃんと私たちも税金を納めていますから、この中でやる必要があるんじゃないかというふうに思います。

それから、メタンガスについては484億で、いろんな維持管理も含めてですが、建設費で言うと226億ということで大体50億ぐらい変わってくるわけで、これも発展途上で、さっき乾式でやると言われたんですけども、いろいろ複雑にすればするほど価格は上がってくるし、面積も5haも用地買い増ししなきゃいけないということで、またこのいつまでも碧南市、高浜市の市民が生ごみも剪定枝も紙も全部ごちゃまぜにしていくという、こういう可燃ごみの出し方を未来へ踏襲するのかというところで、私は出元からもっと分別する必要があるので、あらためてこんな後戻りするような、こういうメタンのやり方というのは問題じゃないかなというふうに思います。

それで、外部委託については市内にその委託先がないということで、結果としては総事業費が510億円と、最も高いと。しかも何も残らないと。500億のお金を使っても地元には何も残らないと。ちょこちょこつと燃やすこともできないような状況にされてしまっただけでは、もう自治体としては本当に片足取られたような勢いになってしまうので、やっぱり新設の1が最も客観的に見ていいんじゃないかというふうに思います。

それで、55ページのところに環境アセスの問題が書いてあります。これは既設のものだから簡易な生活環境影響調査で済むのか、一、二年の。一年、二年で完了する環境調査で。これ、早く決断して、3年間基幹改修はやるんですが、早くもう市長が両市に持ち帰って決断し、新設1でやっていこうというふうに決めていただいて、この環境アセスについても短時間でやっても3年後には、この格安な業者さん、守山も含めて広く全国から募って堅実な業者さんに頼めば、私は11年と言っているけれども、もっと短くできるというふうに思うんですね。だから、そういう努力をして新しい施設と、それから余熱も最大限使う。それから売電もこの中でも53ページでしたか。67ページのところに2億円の売電が毎年できるということだね。10年やれば、16年やれば20何億の売電ができると。今ではない、こういう付加価値を生むことは、結果的には直

接ではないけどCO2削減にもなるので、ここの案で両市は手を打って、きちっとスタートを早くしていくことじゃないかなというふうに思います。せっかく碧南市も市長が代わったので、今勝手に決めた中電との密約、協定については白紙撤回して、これをちゃんと誠実にやっていくということが必要だというふうに思うんですが、それらの質問にも答えながら結論さっき述べましたが、組合としての見解も。私の言うこと間違ってる。お答えください。

○業務課長（田中秀彦） 会長、業務課長。

○会長（岡田公作） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） この整備構想を各市の議員さんへというお話でございます。本日のこの協議会終わり次第、電子データをそれぞれの議員さん、各市の議員さんに行きわたるような形で手配はしてございます。紙は出力はいたしません。

中電のことは、先ほどから2度ほど言っておりますが、今回のこの業務委託の中では一切触れてございません。ですので、この場についてお答えする内容はございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

あと、メタンのお話。乾式と湿式のお話といろいろ、あるとございます。現在私どもが認識しているメタンの技術では、湿式メタンはちょっとそぐわないです。というのは、なぜかと言いますと、この愛知県に豊橋市が既に先進的に導入された実績がございます。生ごみを回収した後に、人が人海戦術でプラスチックやメタンの発酵に妨げられるものを取ってメタン槽に入れるという、非常にコストのかかるやり方でございます。乾式メタンにつきましては、機械の選別で、要は炭素。Cを含むものと含まないものということで、それを比重によって分けるというような技術で今確立しそうだところで今やられているそうです。ですので、今、皆さん、家庭のごみとかも水分が入ったものは、ビニールの袋に入れられて捨てられます。そういったものも一旦破碎がかかります。乾式メタンにつきましては。集めたごみを破碎機でかけますので、その破碎されたごみに対して、そういった何らかの手法。私が調べたのは比重による風力で分別するというようなところがございました。そういったところで今現在やられているごみの出し方が、市民の方々が変わらないやり方というのが乾式メタンだと認識しておりますので、そちらを選択しております。

この新設案1、新設案2につきましては、すみません。まだどちらとも決まったわけではございません。あくまで現在私どもが近年ございましたそれぞれのクリーンセンターの建設の実績を根拠に金額を出しております。実際に新たなクリーンセンターを建てる場合に、まず場所を決定する必要がございます。その場所によってはクリーンセンターがどういうものになるかというのは決まってくる。なおかつクリーンセンターにつきましても、単純ストーカというのは非常に安くいいんですけど、一番最初に局長の説明もございました。カーボンニュートラルのことを取って言えば、一番後進的になります。とにかく二酸化炭素を出すだけです。そういったことを含めれば、再度新設というようなかじを取られた場合は、焼却方式の検討も必要になってくると考えております。環境アセス、簡易でいいんじゃないのかということもございますが、やはり

環境アセスは非常に厳しい基準でございます。場所が変わる、もしくはそのごみの焼却施設の焼却の状況が変わる。当然その焼却の容量も含めて、変われば通常のアセス。3年以上というのは必要になってきます。

○事務局長（片山正樹） 会長、事務局長。

○会長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 私からは先ほどこの小規模基幹的設備改良工事で、お茶を濁して玉虫色で先延ばしみたいなことを言われたんですけど、それはちょっと認識が全くちょっと逆かなと思います。今回の案は逆に言うと、一切先送りしてない案を今回提示しています。というのは、この当面最短で新設を図っても11年かかると。そこまでの基幹改良をまずやっていくと。小規模で。それを無駄のない形で交付金を全てもらってやっていくという必要最低限の、先送りしない案がこの小規模基幹的設備改良工事の案ですので、そこら辺は御理解いただきたいと。

それからあと、先ほど組合の推しの案はないのかというようなことを何回か言われているんですけども、この参考資料1の5の4にある比較評価。それぞれ耐水案の、それぞれの比較評価。これ簡単にまとめてございますけれども、それぞれメリット、デメリットがあります。それから6ページの5の総合所見でも我々、意見を述べさせてもらっていますけど、これのどれを選んでいくかということにつきましては、碧南市のほうでこの協定を結んで、その中電から受ける案ですか。それが要は検討に値するという事で考えられて進めているということですので、これが検討の材料になって、どの案に決定されていくかということについては、今後両市において協議が進められるということで我々のこの整備構想については、それぞれこういうメリット、デメリット全てつまびらかに、明らかにさせていただいたというのが今回の整備構想改定案でございます。よろしくをお願いします。

○1番（山口春美） 会長、1番。

○会長（岡田公作） 山口議員。

○1番（山口春美） そうすると、この3年間の小規模基幹工事を今日は明確にして交付金ももらいながら進めますということが決定事項で、あとは参考事例としてこの各市にお任せということになって、組合はやっぱり決定機関ではないんですね。私はここにいる職員の皆さんも含めて、自分たちの生活する場がなくなってしまう可能性もあるので、私はこの組合を何としても存続したいということもひとつあるんですが、先ほど言ったもりやまエコパークでは2.7haだそうです。隣にプールもあるんですが、それで煙突がなくて最高の環境対策も整えた上で75億円かな。ということでやってみるので、この施設も隣にすぐ田んぼがあるので購入して建替えるということになれば、メタンのほうでいくと5haと書いてあるけれども、こっちでいけば3から4haぐらい買えば、元々ここは渋滞がいつでも発生して田んぼの中の農道を使って待機してもらっているという大きな弱点もある中で、やっぱりこの隣接したところで早く購入してもらって進めていくということが必要だと思います。それで今後のスケジュールとしては、もう本当に今年度

内ぐらいに両市が結論を諮って新設でいくのか、最低でもね。決めていく必要があるという。3年間いいわということで3年後に決めるの。ほいじゃあ、あかんでしょう。早く決めて、もうアセスに入って行くなら入って行くというふうにしないとあかんじゃないの。それも含めて直近で判断して11年ですよ。違うの。そこもはっきりさせてほしいんですが。

それで中電のほうは、また問題が別で、産業廃棄物の焼却場を造ると。この愛知県では豊橋や豊川にある民間業者のところがあるみたいですけど、わざわざそれを小池市長のもとで碧南市の鼻先へ持ってきて、ぼんぼん燃すのかと。そこに一般廃棄物も燃しますよと。ほかにはこの市内や近隣にはない、この一般ごみの民間処理施設をわざわざ小池さんの名のもとで、これを認可して、そこのおんぶにだっこでやっていくのかという、こういう決断になると、私は小池さん汚したくないんですよ。そんな産廃物誘致した市長だというふうで汚したくないと思うので、これははっきり白紙撤回して。直ちに入る計画でしょう、これ。3年間猶予ありという計画じゃないと思うので、判断し、公設でやっていくということになれば用地も買う。そしてこの交付金の申請なども含め、環境アセスに直ちに入っていくと。こういうテンポでやらないと11年じゃあ終わらないんじゃないですか。そこ、確認します。

そして小池市長、管理者としても、ぜひそれを加味していただいた上で年内にも、ぜひこういう判断をしていただきたいです。

○事務局長（片山正樹） 会長、事務局長。

○会長（岡田公作） 事務局長。

○事務局長（片山正樹） 先ほど言われた3年間と言いましたよね。3年間で小規模基幹的改良工事をやるんですけれども、これは来年度から7年度から最短でも11年かかるということの中で小規模をやらせていただくということですので、逆にこれが1年ずれていくと、90ページの表で言いますと、要は単独で修繕費が1年、2年。どんどんかかっていくということですので、それは早く決断するのが一番金額的には、それはメリットがあるということです。ただ、その決定権は私どもにはございませんので、先ほど言いましたように、両市のほうでこの経過を基に速やかに検討されていくんだろうなということで思っております。

以上です。

○会長（岡田公作） ほかに。

○8番（杉浦康憲） 会長、8番。

○会長（岡田公作） 杉浦議員。

○8番（杉浦康憲） 何か質問してよかったんですよ。何か勝手に終わったかのように何か言われたんで、ちょっとびっくりしてますが、最初から3点ほど準備しておりましたので、質問させていただきます。

皆さん言われたような確認もあるんですが、この新設案とか、再延命化と外部処理案。非常に、特に外部処理案なんていうのは、非常に面白い案だと思っております。そういった意味では、こ

の本当に衣浦の新構想というのは、非常に面白い案を出していただけたなというのは感謝しております。その中で3点ほど確認と質問をさせていただきます。

新設1、新設2で、これ答えが出ている、先ほど回答をされたと思うんですが、あくまでもこの90ページの建設費の中に土地改良費ですか。新設1だと約30億。新設2だと約50億。そして土地取得費は別だということだと思いましたが、それを確認したいと思います。

もう1点、新設1のほうです。ストーカ式110トンとありますが、こちらの資料の中にもありますが、現在両市の処理量が1日140トンとあります。今こちらの炉が190トンですか。それで回しているのに、この110トンの炉で140トンの処理ができるのか、そもそも。それを確認したいと思います。

そして3点目。中電というのはもちろんここで話す話ではありませんが、そもそもこれ一部事務組合ですよね、ここというのは。そう考えると、この外部処理案というのは、この一部事務組合の範囲外なんじゃないかと、僕は若干思います。それも含めて、この一部事務組合で今後どのような検討をされていくのが範囲なのかというのが、今組合のほうで分かっていたら教えてください。

以上、3点をお願いいたします。

○業務課長（田中秀彦） 会長、業務課長。

○会長（岡田公作） 業務課長。

○業務課長（田中秀彦） 今回の費用の中で、土地取得費というのは別で見えております。土地取得費につきましては、ページ68を御覧いただきたいんですが、今回この整備構想で案、新設案1、新設案2のところで、それぞれ土地取得の面積というのが書いております。単純ストーカですと2.2ha。メタン併設だと4haということとしております。それぞれの取得単価につきましては、隣のサンビレッジ衣浦の駐車場用地を取得した鑑定価格もございます。それが1万3,000円でした。それと直近の愛知県企業庁によるこの三河地区の工場地の分譲公募価格が2万円程度ということがございましたので、そちらの金額を幅を持たせて参考で90ページの一番下のところで金額を載せております。

2番目の110トンのお話でございます。ちょっとクリーンセンター衣浦の現状のお話も含めて説明をさせていただきます。現状は令和5年度の可燃ごみの焼却実績、し尿処理残渣や破碎処理後の可燃物も含めて3万6,482トンでした。炉の運転実績を照らし合わせて、恐らく今のクリーンセンターの処理能力190トンの約7割で焼却をしております。1日7割ですと1日140トン程度の実績となります。令和5年度の実績の3万6,482トンを環境省の通知によります新しい通知ですね。これの稼働日数290日で割った場合に1日当たり125.8トンになります。現在のごみ量ですと、新しい施設では、ごみがピットからあふれてしまいます。これにつきましては、ごみの減量が必要不可欠となりますので、そちらのほうを進めていかなければなりません。

あと、中電の範囲内を言うと、外部処理で組合がどのような形になっているのかと言いますと、

こちら現在三重県を想定して中継施設というのを建設しようとしております。それぞれの今の市の委託で集められるパッカー車のごみは、一旦その新たな中継施設に受け入れる。その中継施設で受け入れた後に、遠方のごみの中間処理施設に対して大型10トン、20トン近いダンプカーに乗せ換えて運ぶという形になりますので、この中継施設を維持、運営するということでは衛生組合は不可欠な存在でございます。

以上です。

○会長（岡田公作） ほかに。

○8番（杉浦康憲） 会長、8番。

○会長（岡田公作） 杉浦議員。

○8番（杉浦康憲） ありがとうございます。やはりちょっとごみ減量ありきというのは、もちろんごみ減量ができればいいんですが、なかなかごみ減量というのは簡単な話ではなく現実問題としてあります。

あと、産廃の話もありましたが、当然この地域というのはもう産業集積地でありますので、産廃がないと困って産業が回らないというのもあるので、一概には産廃の施設がなければ、燃やす施設がなければいいのかというと、この市民の人たちにとっても僕は不利益になるんだと思っております。なので、ごみ不燃量、110トンというものに関して可能であるようなら、今後構想を、あと運営の仕方ですかね。そういったことも検討していただければと思いますし、やはりこの一部事務組合という中で、この外部委託もそうですけど中電さん。あといろんな案を考えていく中では、ここで議論するというのは、なかなか範囲が微妙かなと思っておりますので、それを含めて今回先ほど一番最初に言いましたが、これはこの会議で議論するべきではないのかなと思ったということです。

以上です。ありがとうございました。

○会長（岡田公作） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（岡田公作） 質疑等もないようですので、これにて報告を終わります。

○会長（岡田公作） 以上で、協議事項は終了いたしました。

これにて令和6年第2回衣浦衛生組合議会協議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午後4時22分閉会）

以上は、令和6年8月7日に行われた令和6年第2回衣浦衛生組合議会協議会の会議録であります。

令和6年8月7日

会 長 岡 田 公 作